



平成 23 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名	株式会社セゾン情報システムズ		
代 表 者 名	代表取締役社長	宮 野 隆	
(J A S D A Q ・ コード 9640)			
問 合 せ 先			
役 職 ・ 氏 名	経営企画室 室長 杉 野 敏 也		
電 話	03-3988-3477		

当社大規模買付ルール（買収防衛策）の更新について

当社は、平成 22 年 12 月 27 日開催の取締役会において、企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みとして大規模買付ルール（以下、「旧ルール」といいます。）を導入いたしました。旧ルールの有効期間は、当社が直近に開催する株主総会の終結の時までとされているため、旧ルールは、平成 23 年 6 月 10 日開催の当社第 42 期定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することになります。

当社は、この旧ルールの有効期間の満了に先立ち、平成 23 年 5 月 12 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認をいただくことを条件として、更新すること（以下、「本更新」といい、別紙として添付しております更新後の大規模買付ルールを「本ルール」といいます。また、ご参考のために、本ルールについてのフローチャートを 7 頁に記載しております。）について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。なお、本更新につきましては、上記取締役会において、社外取締役を含む当社取締役全員の賛成により承認されております。

1. 当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み

(1) 当社の経営理念及び事業

当社の経営方針の根幹となる目指すべき企業像として、「顧客から高い信頼を得て、社員が意欲を持って働く会社」を掲げております。顧客視点で顧客ニーズに合致した製品やサービスを提供することで、顧客に高く信頼されている企業、同時に、チャレンジすることを尊ぶ企業風土の中、社員一人ひとりが自己実現を図っている企業、すなわち、顧客にとっても、社員にとっても、存在価値が高い企業こそ、当社が目指すべき理想像であると

位置付けております。そして、顧客の信頼が高く、社員が活力を持って働いている企業への成長を実現できれば、その結果として、当社の企業価値は自ずと高まるものと考えております。

また、当社は、このような経営理念のもと次の事業を展開しております。

① 「金融システム」事業

大手クレジットカード会社のシステム開発から運用までを担ってきた実績を活かし、金融システムのIT戦略からシステム構築におけるプロジェクトマネジメント、設計・開発、システム運用に至るまで、顧客のニーズや経営環境に最適なソリューションを提案しております。

② 「流通サービスシステム」事業

百貨店や量販店、コンビニエンスストア、スーパーマーケットなど、流通・サービス業界向けにシステムの構築とその運用を手がけており、POS、電子マネーなどとの連携はもちろんのこと、数多くのソリューションから最適なシステムを組み合わせ、顧客のビジネスを拡大させております。

③ 「BPO」事業

「Bulas」というサービス名称のもと、毎月の給与計算から年末調整業務まで、人事給与に関するあらゆる業務を総合的にサポートする業務代行サービスを提供しており、120社、17万人の運用実績を誇ります。

④ 「HULFT」事業

ファイル転送、データ変換、データ加工、データ統合、EDI、アプリケーション間連携、運用監視、セキュリティ監視といった、さまざまなデータ連携ニーズをトータルでサポートするパッケージ・ソフトウェア製品を提供しており、「HULFT」の販売は、製品の累計出荷数が約129,000万本、導入会社数は約6,700社にも達しております。

(2) 当社の企業価値の源泉

当社の企業価値の源泉は、当社の事業領域における豊富な経験・実績・ノウハウ及び優秀な従業員により構成される経営資源、並びに堅牢なデータセンター、国内トップシェアを誇るHULFTに代表される製品群により構成される確固たる事業基盤にあります。

当社は、1970年の創業以来、流通、クレジットカードビジネスをはじめとする幅広い分野で信頼関係に裏付けられた多くの顧客の情報システムの構築・運用に携わると共に、前述の企業内・企業間通信ミドルウェア「HULFT」、人事・給与業務トータルアウトソーシン

グサービス「Bulas」の提供を通じて、顧客のビジネスを情報システムの側面から支援してまいりました。これらのサービス提供により得られた豊富な経験・実績・ノウハウと、その豊富な経験・実績・ノウハウを有する一人ひとりの優秀な従業員から構成される有形無形の経営資源は、当社の企業価値の重要な源泉となっております。また、顧客との高い信赖関係により支えられた事業拡大とともに強化・洗練された、堅牢なデータセンター、国内トップシェアを誇る HULFT に代表される製品群により構成される確固たる事業基盤も、当社の企業価値の源泉となっていると考えております。当社は、これらの経営資源及び事業基盤を企業価値の源泉とし、既存事業を遂行することに加え、新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大し、当社の企業価値を向上させ得る確固たる事業基盤を有しております、かかる確固たる事業基盤も当社の企業価値の源泉となっていると考えております。

(3) 企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

情報サービス業界においては、各企業が情報化投資に対し縮小・延期・中止等、慎重な姿勢を継続することが見込まれ、コスト削減要求も一層厳しい環境のもと、業界全体が縮小傾向に推移するなか、継続的な成長を実現するためには、開発の標準化やオフショア開発の活用等による低コスト化に加え、顧客環境を的確にとらえ、顧客価値の高い製品・サービスを提供することが必須と考えております。

当社は、こうした経営環境において継続的な成長を実現するべく、中期経営計画の達成に努めております。平成 26 年 3 月期を最終年度とする中期経営計画においては、中期ビジョンとして「存在価値の高い企業へ」を掲げ、価値の高い商品・サービスを提供し、継続的な成長を遂げる事で、社会から支持される企業となることを目標としています。この中期ビジョンを実現するための中期経営方針として、「商品・サービスの拡充」、「営業力の強化」、「人材育成と活用」の 3 つを掲げています。つまり、昨今、所有から利用へと移行しつつある顧客ニーズにマッチした「商品・サービスの拡充」に努め、新規顧客の獲得を加速させ顧客層を磐石なものとするため「営業力を強化」し、安定的な収益を確保するためのストックビジネスを拡大し、その収益を次のビジネスやステークホルダーへと還元します。そして、それらの施策の実施を支える「人材の育成と活用」を行ってまいります。これらによって、顧客や市場の変化に柔軟に対応するとともに、事業ごとの収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく経営に取り組んでまいります。

2. 大規模買付ルールの必要性

当社取締役会は、大規模買付行為（別紙「大規模買付ルール（買収防衛策）」の 2. (1) に

定義されます。以下同じ。) を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。また、当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、大規模買付行為の中には、その目的等から企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為の内容等を検討し、代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、大規模買付者（別紙「大規模買付ルール（買収防衛策）」の2.(1)に定義されます。以下同じ。）の提示した条件よりも有利な条件を引き出すために大規模買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

したがって、当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。そこで、当社は、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するとともに、大規模買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすること目的として、本更新を行うことといたしました。

当社の発行する株式については、平成23年3月31日現在において、株式会社クレディセゾン（以下「クレディセゾン」といいます。）が発行済株式数の46.84%を、当社社員持株会が3.62%を保有しております（別添「当社株主の状況」をご参照ください。）。しかしながら、クレディセゾンが今後も当社株式を保有し続けることについて当社とクレディセゾンとの間に契約等が存在するわけではなく、将来、クレディセゾン側の一方的な事情によりクレディセゾンが当社の株式を売却し、当社の株式の流動性が増す可能性は否定はできません。また、上記のとおり、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定に影響を与えることとなる可能性のある株式の取得等については、株主の皆様がこれに応ずるべきかについて検討するために必要な情報や時間が確保される等、透明性が確保されるべきであると考えております。もっとも、昨今、当社の株式について、当社の株主の皆様に十分な検討時間や情報が提供されないままに大量の取得がなされつつある状態にあったため、当社としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上するためには、大規模買付ルールを導入することが必要であると判断し、旧ルールを導入いたしました。旧ルールについては、その有効期間を直近に開催される当社の株主総会の終結時までとし、当該直近の株主総会において大規模買付ルールの更新の可否をお諮りすることといたしておりましたところ、本定時株主総会において、本更新について株主の皆様のご意思を諮りするものです。

なお、現時点において、第三者から当社に対して具体的な買収の提案が明示的になされているわけではございません。

3. 大規模買付ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針及び大阪証券取引所規則の要件を完全に充足していること

本ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）、及び株式会社大阪証券取引所の「企業行動規範に関する規則」における買収防衛策の導入に係る遵守事項（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）を完全に充足しております。

(2) 株主意思を重視するものであること

本更新は、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として行われます。

また、本ルールには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、本ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、本ルールをその時点で廃止します。その意味で、本ルールの消長は、当社の株主の皆様の意思に基づくこととなっております。

(3) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本ルールの運用に際しては、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみにより構成される特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、特別委員会の判断の概要については株主の皆様に情報開示することとされており、本ルールの透明な運用が行われる仕組みが確保されております。

(4) 合理的な客観的要件の設定

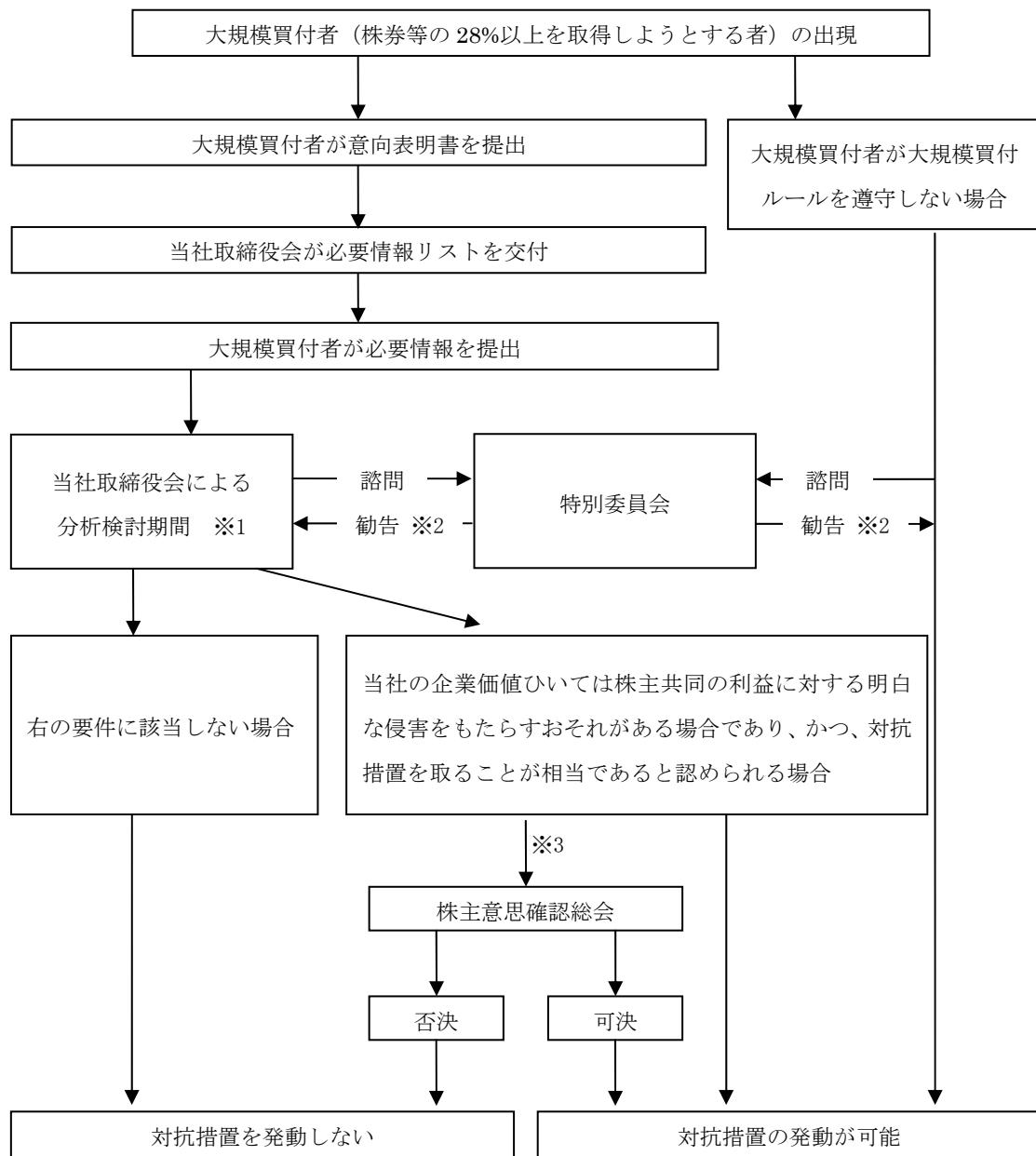
本ルールは、本ルールに定める合理的かつ客観的な要件が充足される場合でなければ発動されないように設計されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本ルールは、大規模買付者の指名に基づき当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができないいわゆるデッドハンド型の買収防衛策ではありません。また、当社取締役の任期は1年とされており、期差任期制は採用されていないため、本ルールは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策ではありません。

以上

【大規模買付ルールについてのフローチャート¹】



※1 分析検討期間は、原則として60営業日以内としますが、当社取締役会は、必要がある場合には30営業日を上限として延長することができます。

※2 特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か等について勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

※3 当社取締役会は、①特別委員会が対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集することができるものとします。

¹ 本フローチャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考として作成されております。大規模買付ルールの詳細については、大規模買付ルール本文をご参照下さい。

別 紙

大規模買付ルール（買収防衛策）

株式会社セゾン情報システムズ

2011年6月10日更新

1. 大規模買付ルールの目的

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の買収を行おうとする者が従うべきルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を策定し、買収がルールに従って行われない場合や当社の企業価値又は株主の共同の利益に資さない場合には、対抗措置を発動することができるようにいたしました。

当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の買収を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。大規模買付ルールは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の買収を抑止すると共に、当社株式の買収が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる買収に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したりすること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 大規模買付ルールの適用（大規模買付行為の意義）

当社の発行する株券等（※1）の買付行為（買付け等その他の取得、買付け等その他の取得の申込み又は売付け等その他の処分の申込みの勧誘を含みます。以下同じとします。）を行おうとする者のうち、大規模買付ルールの対象となる者は、①当該買付者を含む株主グループ（以下、「大規模買付者グループ（※2）」といいます。）の議決権割合（※3）を28%以上とすることを目的とする買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者、又は、②当該買付行為の結果、大規模買付者グループの議決権割合が28%以上となる買付行為若しくはこれに類似する行為を行おうとする者（以下、①及び②の買付行為又はこれに類似する行為の一方又は双方を「大規模買付行為」といい、これを行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）です。

※1 株券等とは、別段の断りのない限り、金融商品取引法第27条の23第1項又は同法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。

※2 大規模買付者グループとは、(i)当社の株券等（同法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとしま

す。) 及びその共同保有者 (同法第 27 条の 23 第 5 項に規定する共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)、並びに(ii)当社の株券等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の買付け等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものも含みます。) を行う者及びその特別関係者 (同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。) を意味します。

※3 議決権割合とは、(i)大規模買付者グループが上記※2(i)の場合は、当該保有者の株券等保有割合 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。) を加算して計算するものとします。)、(ii)大規模買付者グループが上記※2(ii)の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。株券等保有割合及び株券等所有割合の算出に当たっては、当社は、その合理的な裁量において、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書等に依拠することができるものとします。

(2) 大規模買付者による必要情報の提供

大規模買付者には、大規模買付行為を開始する前に、当社宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準備法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付行為によって達成しようとする目的の概要を明示し、大規模買付ルールに定められた手続を遵守することを約束する旨を記載した法的拘束力のある書面 (以下、「意向表明書」といいます。) をご提出いただきます。当社取締役会は、大規模買付者から提出された意向表明書受領後 10 営業日以内に、大規模買付者に対し、以下の各事項を含み当社取締役会が大規模買付者の大規模買付行為の内容を検討するために必要と考える情報 (以下、これらを「必要情報」といいます。) の提供を要請する必要情報リストを交付します。当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が十分ではないと認めた場合、大規模買付者に対して、追加的に情報の提供を要求することがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合及び必要情報が提供された場合にはその旨を開示します。また、必要情報について、当社株主の皆様の判断のために必要であると判断した場合には、適切と判断される時期に、その全部又は一部を開示します。

必要情報の具体的な内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては以下の事項を含むものとします。

- ① 大規模買付者グループの概要
- ② 大規模買付行為によって達成しようとする目的
- ③ 大規模買付行為の方法及び内容
- ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け
- ⑤ 大規模買付者が当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥ 大規模買付行為の後における当社の株主（大規模買付者を除く。）、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者等に対する対応方針

(3) 当社取締役会による分析・検討

当社取締役会は、大規模買付者から必要情報の提供を受けた日から起算して 60 営業日以内の期間（但し、当社取締役会は、必要がある場合には、この期間を 30 営業日を上限として延長することができます。この場合、延長期間と延長理由を開示するものとします。）（以下、「分析検討期間」といいます。）、外部専門家の助言を受けるなどしながら、必要情報の分析・検討を行い、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。当社取締役会は、分析検討期間中、必要に応じて、大規模買付者と交渉し、また、株主の皆様に対する代替案の提示を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、下記 4. 記載のとおり、一定の場合には、大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する場合があります。

(4) 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付者は、分析検討期間の経過後（当社取締役会が分析検討期間内に大規模買付行為に対する対抗措置の発動等に関して株主総会を招集する旨を決議した場合には、当該株主総会の終結後）にのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

(5) 大規模買付ルールの適用除外

当社取締役会は、分析検討期間が終了しているか否かにかかわらず、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがないと判断した場合は、当該大規模買付行為について以後大規模買付ルールを適用せず、また、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し、公表します。

3. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、当社取締役会は、会社法その他の法律及び当社定款の下で可能な対抗措置のうちからそのときの状況に応じ最も適切と判断した手段を選択し対抗措置を発動することがあります。

なお、具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合の概要は、別紙1に記載のとおりであり、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守している場合には、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置を発動しません。

但し、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合であり、かつ、対抗措置を取ることが相当地あると認められる場合には、当社取締役会は、前記(1)と同様の対抗措置を発動することができます。具体的には、以下のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合に該当するものとします。

- (a) 以下に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある大規模買付行為である場合
 - ① 株券等を買い占め、その株券等について当社又は当社の関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある大規模買付行為である場合
- (c) 大規模買付行為の条件（対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、買付等の後における事業計画、及び当社の他の株主、顧客、従業員等の利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な大規模買付行為である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の株主、顧客、従業員等との関係又は当社の企業風土を破壊することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合
- (e) いわゆる反社会的組織又はその組織が支配・関与する個人・団体による大規模買付行為である場合

4. 対抗措置を発動する場合の手続

当社取締役会は、大規模買付行為に対して対抗措置を発動するか否かを判断する場合、その判断の公正性を確保するために、事前に、大規模買付ルールに関して設置する当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会に対抗措置の発動の是非等について諮詢します（特別委員会の概要については添付資料のとおりです。）。なお、当社取締役会が特別委員会に諮詢して答申を受けるまでの期間は、取締役会の分析検討期間に含まれるものとします。

特別委員会は、当社取締役会からの諮詢に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適當か否か等について勧告します。特別委員会は、勧告に際して対抗措置の発動に関して予め株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

当社取締役会は、この特別委員会による勧告を株主の皆様に開示した上で、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。

また、当社取締役会は、①特別委員会が対抗措置の発動に関して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付して勧告を行った場合、又は、②大規模買付行為による当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する侵害が認められるか否かが問題となっており、かつ、当社取締役会が善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。株主総会を

開催する場合には、当社取締役会は、株主総会の決議に従い、対抗措置の発動等に関する決議を行うものとします。

5. 株主及び投資家の皆様への影響

(1) 本更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本更新時点においては、新株予約権無償割当て等は行われませんので、株主の皆様の権利関係及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、上記の対抗措置をとることがあります。当社取締役会が具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従つて、適時適切な開示を行います。

対抗措置の発動時には、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）が権利関係又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

なお、当社は、対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議を行い、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様が確定した後であっても、効力発生日の前日までの間に新株予約権の無償割当てを中止し、又は新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日前日までに無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株あたりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、新株予約権無償割当てを行う場合、当該決定に際して割当期日を定め、これを公告いたします。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、当社の書式による一定の誓約書をご提出いただいたうえ、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。但し、当社は、当社取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当該決定において定めた日をもって新株予約権を取得し、その対価として当社普通株式を交付することがあり、この

場合、株主の皆様（大規模買付者等を除きます。）は、原則として、新株予約権を行使するための財産の出資を行うことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領することになります（この場合も、株主の皆様に当社の書式による一定の誓約書をご提出いただくことがあります。）。これらの手続の詳細については、実際にこれらの手續が必要となった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき別途お知らせします。

6. 大規模買付ルールの見直し等

大規模買付ルールの有効期間は、平成 23 年 6 月 10 日開催の当社第 42 期定時株主総会の終結後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会において、大規模買付ルールを廃止する旨の決議がなされた場合には、大規模買付ルールはその時点で廃止されるものとします。なお、大規模買付ルールや対抗措置の内容については、適用ある法令及び株式会社大阪証券取引所の規則に従い継続的に開示する予定です。

以上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権の割当ての対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会が定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（但し、当社の有する当社株式を除く。）1株につき1個の割合で割り当てる。

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる株式の数は1株とする。また、当社が株式分割又は株式併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3. 株主に割り当てる新株予約権の総数

割当日における当社の発行済株式数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を除く。）を上限とする。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株あたり1円以上で当社取締役会が定める額とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者、その共同保有者及びその特別関係者、これらの者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け又は承継した者、これらの者の関連者（親会社、子会社、兄弟会社及び協調して行動する者として取締役会が認めた者を含む。以下、本項に基づき新株予約権を行使することができない者を総称して「非適格者」という。）は、一定の例外的事由（※1）が存する場合を除き、新株予約権を行使できない。

7. 取得条項

当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権者（但し、非適格者を除く。）に対して、当社が新株予約権を取得するのと引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を上限として交付することができるものとする。

また、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が

新株予約権を無償で取得することができるものとする。

8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

9. 本概要は、実際に対抗措置の発動として新株予約権無償割当てを決議する取締役会において変更され得るものとする。

※1 具体的には、(x)大規模買付者が新株予約権無償割当ての決議後に大規模買付行為を中止若しくは撤回又は爾後大規模買付行為を実施しないことを誓約するとともに、大規模買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)大規模買付者グループの議決権割合（但し、議決権割合の計算にあたっては、大規模買付者グループ以外の非適格者についても大規模買付者グループとみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとする。）として当社取締役会が認めた割合（以下「非適格者議決権割合」という。）が、(i)当該大規模買付行為の前における非適格者議決権割合又は(ii)28%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った大規模買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることが定められることが予定されている。なお、かかる非適格者による新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとする。

以上

特別委員会の概要等

1. 特別委員会の委員

特別委員会は、当社取締役会からの独立性の確保及び企業経営に関する判断能力の観点から、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件を満たす委員 3 名により構成されます。

① 当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者有識者については、投資銀行業務に精通する者、当社の事業に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者であり、かつ、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者

2. 委員の略歴

① 竹原 相光 (たけはら そうみつ)

(略歴)

平成 2 年 9 月 中央新光監査法人 社員

平成 8 年 8 月 中央監査法人代表 社員

平成 11 年 1 月 預金保険機構買取価格審査会 委員

平成 12 年 7 月 中央青山監査法人トランザクションサービス部 部長

平成 17 年 3 月 中央青山監査法人 退所

平成 17 年 6 月 ZECOO パートナーズ設立 同代表（現任）

平成 17 年 6 月 株式会社東京放送企業価値評価特別委員会 委員（現任）

平成 17 年 10 月 株式会社三菱ケミカルホールディングス監査役（平成 22 年 6 月退任）

平成 18 年 10 月 平成 19 年度公認会計士試験委員（会計学管理会計論）

平成 19 年 6 月 株式会社三菱製紙独立委員会 委員（現任）

平成 19 年 8 月 株式会社廣済堂企業価値向上委員会 委員（現任）

平成 19 年 8 月 ブルドックソース株式会社独立委員会 委員（現任）

平成 21 年 4 月 明治大学会計専門職大学院特任教授（現任）

② 福島 洋尚 (ふくしま ひろなお)

(略歴)

平成 6 年 4 月 南山大学法学部専任講師

平成 9 年 4 月 南山大学法学部助教授

平成 12 年 4 月 法政大学法学部助教授
平成 15 年 4 月 法政大学法学部教授（平成 23 年 3 月退任）
平成 18 年 9 月 ミュンヘン大学法学部客員研究員（平成 20 年 8 月退任）
平成 20 年 12 月 公認会計士試験委員（企業法）（現任）
平成 23 年 4 月 早稲田大学大学院法務研究科（現任）

③ 松山 遥（まつやま はるか）

（略歴）

平成 7 年 4 月 東京地裁判事補 任官
平成 12 年 7 月 弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成 12 年 7 月 日比谷パーク法律事務所入所
平成 14 年 1 月 日比谷パーク法律事務所 パートナー

（ご参考）

当社株主の状況（平成 23 年 3 月 31 日現在）

1. 会社が発行する株式の総数	60,000,000 株
2. 発行済株式の総数	16,200,000 株
3. 株主数	1,549 名
4. 大株主の状況（上位 11 名）	

株主名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所 有株式数の割 合 (%)
株式会社クレディセゾン	7,588	46.84
ロイヤルバンクオブカナダトラストカンパニー（ケイ マン）リミテッド (常任代理人 立花証券株式会社)	3,469	21.41
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	954	5.89
セゾン情報システムズ社員持株会	586	3.62
株式会社インテリジェントウェイブ	500	3.09
大日本印刷株式会社	245	1.51
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	196	1.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	171	1.05
有限会社福田製作所	100	0.61
株式会社三菱東京UFJ銀行	80	0.49
富士通株式会社	80	0.49

（注）1 上記の所有株式のうち、信託業務にかかる株式数は、次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 254 千株

2 エフィッシュモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー
から平成 23 年 3 月 16 日付けの大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付が

あり、平成 23 年 3 月 16 日現在で、4,409,700 株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第 4 四半期会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	住所	所有株式数(株)	保有割合(%)
エフィッシュモ キャピタル マネージメント ピーティーイー エルティーディー	260 オーチャードロード #12-06 ザビーレン シンガポール 238855	4,409,700	27.22

5. 所有者別株式分布状況（株式数比率）

	所有株式数	所有株式数の割合 (%)
①金融機関	657,200	4.06
②個人その他	2,200,295	13.58
③その他の法人	8,596,800	53.07
④外国法人等	4,711,025	29.08
⑤金融商品取引業者	34,519	0.21

以上